

新たな遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準一部改正（案）について

消費者の中には遺伝子組換え作物に不安を感じている方も多くいるため、原材料に遺伝子組換え作物が使われているかどうかは消費者が商品を選択する際の重要な目安の1つです。現行では遺伝子組換え作物が主な原材料(原材料の上位3位以内で、かつ全重量の5%以上を占めるもの)でない場合、表示義務はありません。また、意図しない混入割合は5%以下とされています。このため消費者は商品を選択するために十分な情報を得られません。このような状況で今回の改正案が「遺伝子組換えでない」表示の条件を現行制度の混入率「5%以下」から「不検出」へ厳しい条件を示している点は一定の評価ができます。しかし、今回の改正案でも消費者にとって分かりやすい表示とは言えない点があります。また、遺伝子組換え表示制度自体も上記したように問題があります。そのため次のことを要望します。

【改正案に対して】

- 分別、分別生産流通管理に代わる消費者に分かり易い表現を用いることを要望します。
平成30年3月の遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書では、「遺伝子組換え不分別」の表示は、意味が分かりにくいという消費者の意見が多く、認知度が低いので、これに代わる実態を反映した分かりやすく誤認を招かない表示の検討を示しています。「不分別」という表現が消費者にとって分かりにくいのであれば、「分別」や「分別生産流通管理」という表現も同様に分かりにくいことは想像に難くありません。消費者に理解されない表示は意味がありません。そのためより分かりやすい表現にすることを要望します。

【遺伝子組換え表示制度に対して】

- 遺伝子組換え作物を使用した全ての加工食品を表示対象にすることを要望します。
- 意図しない混入割合の許容をEU並の0.9%未満に引き下げるところを要望します。
- 上記2点の達成のため農産物トレーサビリティを強化し社会的検証を進展させることを要望します。

氏名 一般社団法人北海道消費者協会
職業
住所 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
電話番号 011-221-4217
メールアドレス do@syouhisya.or.jp